

職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則

平成27年4月1日公平委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

附則第20項の規定に基づき、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例について定めることを目的とする。

(職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間)

第2条 法附則第20項の公平委員会規則で定める期間は、7年とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったもので、引き続き職員となったものに対するこの規則の適用については、大阪市において職員団体の役員として専ら従事した期間を通算するものとする。